

不当労働行為の審査取扱状況（令和6年）

第1表 取扱件数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
繰 越 し	7	5	2
新規申立て	3	1	2
計	10	6	4

第2表 申立事項別件数

申 立 事 項	繰越し	新規申立て	計
1号（正当な組合活動による不利益取扱い）	—	—	—
2号（団体交渉の拒否）	2	1	3
3号（支配介入）	—	—	—
4号（報復的な不利益取扱い）	—	—	—
1号と2号の複合したもの	2	—	2
1号と3号の複合したもの	1	—	1
2号と3号の複合したもの	2	1	3
1号と2号と3号の複合したもの	—	1	1
1号と3号と4号の複合したもの	—	—	—
1号と2号と3号と4号の複合したもの	—	—	—
計	7	3	10

（注） 「申立事項」欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表 申立理由別件数

7条号別	申立理由	繰越し	新規申立て	計	
1号	正当な組合活動による不利益取扱い	解雇	—	—	—
		賃金等の差別	1	—	1
		仕事上の差別	—	1	1
		配転	—	—	—
		その他	2	—	2
		小計	3	1	4
2号	団体交渉の拒否	6	3	9	
3号	支配介入	組合誹謗	—	—	—
		別組合の育成	—	1	1
		協定不履行	1	1	2
		組合弱体化工作	3	2	5
		脱退強要	—	1	1
		就労拒否	—	—	—
		小計	4	5	9
4号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い	—	—	—	
計		13	9	22	

(注) 1 「申立理由」欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があるため、件数の計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第7表 業種別件数

業 種	製造	運輸、郵便			卸売、小売	教育、学習支援	医療、福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客運送	貨物運送	郵便							
繰越し	—	1	—	—	—	2	2	1	—	1	7
新規申立て	—	1	—	—	—	1	1	—	—	—	3
計	—	2	—	—	—	3	3	1	—	1	10

第8表 企業規模別件数

企業規模	49人以下	50～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	計
繰越し	1	3	1	1	—	1	—	7
新規申立て	1	—	1	1	—	—	—	3
計	2	3	2	2	—	1	—	10

第9表 終結区分別件数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部救済	一部救済	棄却	却下	小計	関与和解	無関与和解	取下げ	小計	
繰越し	—	—	1	—	1	3	—	1	4	5
新規申立て	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1
計	—	—	1	—	1	3	1	1	5	6

第10表 終結事件係属日数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命令・決定	606	—	606
和解・取下げ	460	270	360
総 平 均	—	—	401